

横浜市新たな劇場整備検討委員会運営要綱

制 定 令和元年6月14日政令第188号（局長決裁）
最近改正 令和2年3月26日政令第1905号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市新たな劇場整備検討委員会条例（令和元年6月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市新たな劇場整備検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（委員）

第2条 委員会の委員は、都市経営、文化芸術、まちづくり、観光、教育等に精通し、専門知識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

- 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。
- 委員の代理は、認めないものとする。

（臨時委員）

第3条 市長は、委員会に特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

- 委員会の臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 臨時委員の任期は、特別又は専門の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 委員長は、委員の互選によって定める。
- 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 委員会は、委員（特別又は専門の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

- 第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、委員会の会議は、一般に公開するものとする。ただし、同条各号に該当する場合、委員長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2 委員会の会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)の定員は、10人以内とする。
 - 3 会議の傍聴を希望する者は、傍聴の申込をすることとし、定員を超えた場合は、抽選とする。
 - 4 委員長は、会議を非公開とするときはその旨を宣告する。
 - 5 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者がいるときは、委員長は傍聴者を会場から退去させるものとする。

(報道機関の傍聴)

- 第7条 報道機関の傍聴については、別に記者席を設け、傍聴者の定員に含めないものとする。
- 2 報道機関は、会場において、写真撮影、録画等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

(会議資料の配布)

- 第8条 会議を公開するときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は委員長が定める。

(秩序の維持)

- 第9条 傍聴者は、静粛を旨とし、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
 - 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。
 - 4 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力を求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場から退去させるものとする。

(部会)

- 第10条 委員会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
 - 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
 - 4 第4条第3項及び第4項、第5条第1項本文及び第3項、第6条(第2項及び第3項を除く。)、第7条第2項、第8条並びに前条(第2項及び第3項を除く。)の規

定は部会長の職務について、第4条第3項、第5条（第1項ただし書を除く。）、第6条、第8条及び前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第4条第3項及び第4項、第5条第1項本文及び第3項、第6条（第2項及び第3項を除く。）、第7条第2項、第8条並びに前条（第1項を除く。）中「委員長」とあるのは「部会長」と、第4条第3項、第5条並びに第6条第1項及び第2項中「委員会」とあるのは「部会」と、第4条第4項及び第5条第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、第5条第2項中「委員（特別又は専門の事項を調整審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあつては、その）」と読み替えるものとする。

- 5 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（関係者の出席等）

第11条 委員長又は部会長は、それぞれ委員会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、政策局芸術創造本部室劇場計画部劇場計画課において処理する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（委員長が選任されていない場合の特例）

- 2 委員長が選任されていない場合は、会議開会後から委員長が選任されるまでの間、委員会の会議は公開で行い、写真撮影、録画等を認めるものとする。この場合において、委員長が選任されたときは、第6条の規定は会議の非公開等の決定について、第7条及び第9条の規定は写真撮影、録画等の許可の決定について、それぞれ適用する。